

新婚生活の スタートを 応援します

受付開始
2026年7月1日～
2027年2月28日まで

予算額に達しましたら
申請期間中でも
受付を締め切る場合が
あります

結婚に伴う以下の費用が補助対象となります

※2026年4月1日～2027年3月31日までの間に
支払いが完了していることが条件となります

賃貸費用



家賃、共益費、敷金、礼金、
仲介手数料

⚠️ 勤務先から住宅手当等の支給を受けている場合は、賃貸費用より差し引いた分が補助対象となります

リフォーム費用



住宅の機能維持または、向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用

⚠️ 倉庫、車庫、門、フェンス、植栽など外構に係る工事費用や、エアコン、洗濯機などの家電購入費・設置に係る費用は対象外です

引っ越し費用



引越業者、運送業者へ
支払った費用

⚠️ トラックなどをレンタルしてご自身で運搬した際の費用や家具・家電購入の際の送料は対象外です

住宅購入費用



住宅取得費用

⚠️ 土地の費用は対象外です
住宅の費用のみが対象です

よくあるQ&A

補助をもらえる条件や補助上限金額は裏面をチェック！

Q：申請の受付予約はできますか？

A：予約はできません
必要書類がすべてそろった状態で
申請の受付となります

Q：自ら工事する・友人に手伝ってもらい
などによりリフォームした場合は、
その材料費などはリフォーム費用の
対象となりますか？

A：対象外です

Q：申請に必要な書類は何がありますか？

A：申請する補助費用によって必要書類が
異なります。提出書類のチェックリスト
および申請書等を松茂町HPよりダウン
ロードできます

Q：夫婦の住んでいる住宅の所有者が
夫婦以外の場合のリフォーム費は
対象となりますか？

A：実際に住んでいる家であれば、対象と
なります。ただし、リフォームの契約
者名および支払者名は夫婦どちらかと
なります。
賃貸物件の場合は、対象外です

Q：結婚を機に夫婦のどちらかが結婚前から
住んでいた物件に配偶者が入居する場合
や結婚前から夫婦が同居している物件の
場合は、補助対象になりますか？

A：いずれも対象となります。ただし
結婚後に生じた費用が対象となります
(1～3月に婚姻された方は、4月以降の費用が対象です)

松茂町HPはこちらから→
(申請用紙もこちらから
ダウンロードできます)



※補助費用についての お問い合わせは松茂町チャレンジ課まで

☎088-699-8711 (平日 9:00～17:00)